1. 口座開設と取引時確認

① 未成年の子の口座開設

CASE

幼い子供を連れたお客様が来店し、子供名義の口座の開設を希望しています。今後定期預金を作ることも考え、総合口座にしたいとのことですが、どう対応すればよいでしょうか。

こう対応する！

- 親と子両方の本人確認書類で本人特定事項の確認を行う
- 親（法定代理人）が、未成年者の子（本人）のために取引の任に当たっていることを確認する
- 未成年者が総合口座を開設することはできないため、その旨を説明して普通預金口座を開設してもらう

未成年者とは、満20歳に達しない者をいいます。未成年者は判断能力が不十分なため、法律行為を行う際は、原則として法定代理人（親権者または未成年後見人）の同意が必要です。

未成年者の法定代理人は、未成年者の財産を管理し、その財産に関する法律行為についての代理権を有するとされています。したがって、未成年者の口座を開設する場合には、法定代理人である親権者等の同意を得て行うか、親権者等が未成年者を代理して行うことになります。法定代理人の同意のない取引または法定代理人の代理によらない取引については、いつでも取り消すことができます。

子と親両方の確認が必要

例えば、お年玉を貯める目的で口座を開設するために、未成年者の子を連れた親が来店し、子を代理して親が口座開設するのであれば、子と親の両方について、所定の本人確認書類で本人特定事項の確認を行わなければなりません。

また、親（法定代理人）が、子（本人）のために取引の任に当たっていることも確認しなければなりません。通常は、一緒に来店した同居している親が法定代理人ですので、本人確認書類によって、親権者であることを確認することになります。

このほか、「職業」および「取引の目的」も確認します。確認方法は、お客様からの申告によります。

また、本ケースでは総合口座の開設を希望していますが、未成年者が総合口座取引を行うことはできません。総合口座には家計性という性質があり、取引に当座貸越が含まれていることから、対象者は個人に限定され、かつ未成年者は除かれているのです。

未成年者との当座貸越取引は避けるべきですから、総合口座を開設することはできない旨を説明し、普通預金口座として開設してもらいましょう。

② １人で来店した高齢者の口座開設

CASE

70歳代のお客様が１人で来店し、口座開設を依頼されました。年金受取口座を当店に変更したいとのことです。同居の家族はいないようですが、通常どおり開設してもよいでしょうか。

こう対応する！

- 意思能力がない者との取引は無効になるおそれがあるため、お客様の意思能力の有無を慎重に判断する
- 依頼内容に不自然な点がないか、言っていることに矛盾する点がないかなどを聞き取りにより確認
- 取引を立証できるようにするため、伝票等に記録を残しておく

高齢者と預金取引を行う場合、まず注意しなければならないのは、その意思能力を慎重に判断することです。ここでいう意思能力とは、「自己の行為の結果を認識するに足りるだけの精神能力」のことです。

すべての高齢者が意思能力に不安があるというわけではないため、一概に判断することはできません。しかし、一般的に人は加齢とともに意思決定に際して、その内容・動機等に合理性を欠く傾向があります。

また、その取引を行ったときには意思能力に問題がなくても、注意が必要です。後に意思能力が低下し、「取引について覚えがない」といった苦情やトラブルになる可能性が高いのも、高齢者との取引の特徴だからです。こうした面を踏まえて対応することが望まれます。

取引の記録を残しておく

本ケースのように、高齢者から口座開設の申し出があった場合、お客様に意思能力があるか否かの確認をすることが必要になります。もし、意思能力のない者と取引した場合には、取引そのものが無効になるおそれがあるからです。

意思能力については公的な書面等での確認が難しいため、基本的には家族や本人からの聞き取りで判断することになるでしょう。本ケースのように同行の家族がいない場合は、依頼内容が不自然でないか、言っていることに矛盾がないかといった点を確認することが大切です。

もっとも、後日、意思能力がない者と取引を行ったことが判明し、その取引が無効とされたとしても、真の預金者と行った取引であれば、大きな問題にはなりません。口座開設に伴う入金取引の場合には、入金された金銭を返却すれば済みます。

金融機関としては、高齢者との取引を行う際には、後日に取引を立証できるようにしておくことが大切です。高齢者との取引の際には、伝票等に記録を残すことを心がけましょう。